

# 鳥取縣公報

## 條例

### ◇鳥取縣規則第十号

昭和二十四年八月鳥取縣規則第七十九号鳥取縣職員退職手当支給條例の施行細則の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員退職手当支給條例の施行細則中改正規則別表の失業保險金額表（その一）を次のように改める。

本書ノ大きサハ國定規格A五判

昭和二十六年三月十三日  
第二千九百九十一号  
火曜日

00339

(別表)

失業保険金額表 (その一)

等級	給与日額	日保険金額	等級	給与日額	日保険金額	等級	給与日額	日保険金額
1	七円未満	一〇円	11	一五円以上二五円未満	二〇円	21	四三円以上五六円未満	二〇円
2	七円以上一五円未満	二〇〃	12	一五〃	二〇〃	22	三五〃	二〇〃
3	一五〃	三〇〃	13	二〇〃	二〇〃	23	三五〃	二〇〃
4	一五〃	四〇〃	14	二五〃	二〇〃	24	三五〃	二〇〃
5	二〇〃	五〇〃	15	二五〃	二五〃	25	四〇〃	二五〃
6	二五〃	六〇〃	16	三〇〃	二五〃	26	四〇〃	二五〃
7	三〇〃	七〇〃	17	三五〃	二五〃	27	四〇〃	二五〃
8	三五〃	八〇〃	18	三〇〃	一八〃	28	四七五〃	二八〃
9	四〇〃	九〇〃	19	三五〃	一八〃	29	四七五〃	二八〃
10	四〇〃	一〇〇〃	20	三五〃	二〇〃	30	五〇〇円以上	三〇〃

00349

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年七月一日から適用する。但し、昭和二十五年六月三十日以前から引き続き失業者の退職手当の支給を受けていた者の従来の失業保険金日額が新失業保険金日額より高いときは、昭和二十五年七月一日以後においてその者に支給すべき失業者の退職手当の日額は、なお、従前の額とする。

◇鳥取縣規則第十一号

鳥取縣狩獵關係手数料徴收規則を次のように定める。

昭和二十六年三月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣狩獵關係手数料徴收規則

第一條 狩獵法(大正七年法律第三十二号)による狩獵免狀再下付、鳥獸飼養許可証の下付及び再下付を受けようとするものは、この規則の定めるところにより手数料を納付しなければならない。

第二條 手数料は次に定める額とする。

- 一、狩獵免狀再渡手数料 一件につき 百円
- 二、鳥獸飼養許可証下付手数料 一件につき 百円
- 三、〃 〃 再下付手数料 一件につき 百円
- 第三條 手数料は、住所地を管轄する地方事務所長の発する納額告知書により納付しなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。

告示

◇鳥取縣告示第一百十二号

昭和二十六年度第一回助産婦看護婦試験を次のように実施する。

昭和二十六年三月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、試験期日及び実施場所
- 助産婦学説試験 昭和二十六年四月 鳥取縣會議事堂
- 十四日午前九時より
- 実地試験 // 五月十日 //

看護婦学説試験 // 四月十六日 //  
 // 実地試験 // 四月十七日 //  
 二、願書提出期限並びに宛先  
 昭和二十六年四月五日までに衛生部医務課に必着のこと。但し郵送の場合は五日の消印のあるものは受け付ける。

三、添付書類(直接医務課へ提出のこと)

- 1 願書
- 2 履歴書
- 3 戸籍抄本
- 4 助産婦又は看護婦の業務を各々一年以上修業した証書または証明書(実地のみ受験する者は学説試験の合格証書の寫)
- 5 医師による健康診断書

6 寫真一葉(手札型、正面上半身、出願前六箇月以内に寫したもの)  
 7 手数料(助産婦二〇〇円、看護婦一五〇円)は現金または小爲替  
 四、願書の受け付けを了つたものに対しては受験票を送付する。  
 五、試験に関する照会は返信料を添えて問合せること。

◆鳥取縣告示第百十五号

昭和二十五年地方臨時種畜検査において次のものに種畜証明書を交付したので家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二〇九号)第八條第二項により告示する。

昭和二十六年三月十三日

鳥取縣知事 西尾愛治

品 種	名 前	証明書番号	生 年 月 日	級 別	飼 養 者 住 所 氏 名
黒毛和種	北則	昭二五鳥地一	二四、五、二五	二級	岩美郡小田村 北村 陸藏
"	西村	"	五、一四	"	氣高郡神戸村 若狹 鉄治

"	勝一	"	三	"	九、二八	"	日野郡根雨町	川上 保壽
"	晴華	"	四	"	一〇、三〇	"	西伯郡米子市	岡崎 晴二
"	磯六	"	五	"	一〇、二七	"	"	磯井 房榮
"	井岡	"	六	"	七、二〇	"	五千石村	前田 巖
"	庫久	"	七	"	五、一〇	"	所子村	林原 豊
"	隆明	"	八	"	五、七	"	巖村	黒田 末藏
"	高橋	"	九	"	四、二九	"	米子市	永見 貞治
"	勝廣	"	一〇	二三、一二、二六	"	"	八頭郡河原町	西川 博美
"	秋亀	"	一一	二四、八、五	"	"	"	岩永 明
"	第十五榮龍	"	一二	"	五、一七	"	船岡村	有沢善四郎
"	昭益	"	一三	"	六、二八	"	丹比村	瀬戸根 勇
"	田中	"	一四	"	六、一八	"	智頭町	谷口 与七
"	佐治	"	一五	"	六、四	"	散岐村	山口 益造
"	徳春	"	一六	"	三、一	"	社村	川元健太郎
"	第一小谷	"	一七	"	八、二八	"	東伯郡下郷村	松田 政治
"	谷米	"	一八	"	五、五	"	八橋町	橋本重次郎
"	花米	"	一九	"	五、三	"	由良町	米田千太郎
"	旭榮	"	二〇	"	五、二	"	古布庄村	御古 秀好

福榮	茶谷	井上	谷藤	高憲	宝榮	清龍	宅野	森岡	伯陽長
昭二	昭三	昭四	昭五	昭六	昭七	昭八	昭九	昭一〇	昭一一
二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八橋町	大誠村	上北條村	西郷村	舍人村	旭村	日野郡日光村	東伯郡赤碕町	〃	〃
津山 実雄	秋山 実正	吉田金次郎	生部 晋藏	高塚憲次郎	川北 庄一	林原 忠義	鳥取縣種畜場	〃	〃

鳥取縣告示第百十六号

次のものに種畜証明書を書換交付したので家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二〇九号)第八條第二項により告示する。

昭和二十六年三月十三日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

品 種	名 前	証明書番号	生 年 月 日	級 別	住 所	飼 養 者 名	住 所	飼 養 者 名
黒毛和種	北則	昭二五島地 一號	二四、五、二五	二級	岩美郡蒲生村	日下部清藏	岩美郡小田村	北村 陸藏

鳥取縣告示第百十七号

次の種畜が廃用されたので家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二〇九号)第八條第二項により告示する。

昭和二十六年三月十三日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

種 類	名 前	種畜証明書番号	生 年 月 日	級 別	住 所	飼 養 者 名
黒毛和種	富井	昭二四鳥取一九	二二、五、一	二級	岩美郡蒲生村	日下部清藏
〃	瑞晃	〃 一五五	〃 二、二	〃	成器村	米山 久実
〃	信憲	〃 一三八	〃 一、二〇	一級	八頭郡池田村	山根 鹿藏
〃	徳重	〃 七三	〃 四、八	二級	中私郡村	山本 久藏
〃	林正	〃 三一六	〃 二、七	〃	散岐村	中村 茂
〃	旭	〃 一三一	〃 一〇、二〇	一級	東伯郡花見村	岡本 律二
晴華	〃 四号	〃 一〇、三〇	〃	〃	西伯郡大国村	思田 鶴枝
〃	〃 五号	〃 一〇、二七	〃	〃	東長田村	山本 房藏
〃	〃 八号	〃 五、七	〃	〃	尙徳村	横山 頼介
〃	〃 九号	〃 四、二九	〃	〃	賀野村	梅原 享
〃	〃 三号	〃 九、二八	〃	〃	日野郡溝口町	羽田 進
〃	〃	〃	〃	〃	日野郡根雨町	川上 保壽

00345

東山	〃	一〇〇	〃	九、二二、	〃	〃	下北條村	岩垣 義雄
小原	〃	一〇四	二、	三、一五	〃	〃	山守村	小林 岩雄
杉谷	〃	一〇九	〃	六、一五	〃	〃	浦安町	森下 金藏
二瀬川	〃	一二四	〃	一〇、五	〃	〃	下中山村	田川 太藏
昭和	〃	二九二	二、	三、	四、二九	〃	三徳村	野見 邦一
武益	〃	一七七	二、	三、	五、一八	〃	西伯郡淀江町	橋本誠之助
国安	〃	一八五	二、	一、	五	二級	光徳村	寺井 光則
高峰	〃	一八七	二、	一〇	〃	〃	庄内村	橋本 鼎一
豊繁	〃	二二二	二、	五、一〇	一級	〃	東長田村	山本 房造
前大	〃	一九二	二〇、	一、	三	〃	尙徳村	横山 頼介
道花	〃	一八四	〃	七、二五	〃	〃	庄内村	谷 又一
菊秀	〃	二二〇	二、	一〇、	五	〃	大田村	恩田卯一郎
山吹	〃	一七九	〃	九、一六	〃	〃	幡郷村	船橋 知章
山田	〃	三四三	二、	三、	九、一五	二級	余子村	山本 憲
中半血種	日勝	二五〇	一七、	五、	二	〃	日野郡江尾町	岡田利三郎

00346

公 告

◇資格審査結果公告第六十九号

(自昭和二十六年二月一日  
至昭和二十六年二月二十八日)

昭和二十六年三月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一ヶ月間継続し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市町村役場に編つて保存するもので

ある。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 七十四名

非該当決定者 七十四名

審査を受けた公職及びその氏名

①昇任又は任命予定者

○市町村普通公職者

上小鴨村 竹中 豊繁

三朝村 橋本 元

多里村 秋末 政利

日野上村 生田 利夫

榮村 高橋 良照

○縣普通公職者

榊井 明 榊井美代子

